

東京弁護士会

再審法改正と 死刑制度を考える

－袴田事件と菊池事件から－

死刑確定後、44年もかかった2024年10月の袴田事件の再審無罪確定を契機に、冤罪救済のため迅速かつ適切な再審法改正への機運が高まっています。

国会では超党派の議員連盟が発足し、2025年6月に議員立法による改正案が国会に上程されています。他方で法制審での審議は、証拠開示の範囲を限定し、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止にも消極的で、改正の骨抜きが強く懸念されます。

さらに、死刑執行後に再審請求された菊池事件が2026年1月再審請求審の決定を迎えようとしています。

菊池事件は、国賠訴訟で、その審理が憲法13条、14条1項に違反し、公開原則を定めた憲法37条1項及び82条1項に違反する疑いがある旨判示されており、制度の不備が命に関わる深刻な問題として浮き彫りになっています。

死刑判決を受けて長期拘留の上、再審無罪となった袴田事件と死刑執行後に再審請求を行っている菊池事件を例に、再審法改正と死刑制度のあり方を考えます。



特別対談

無実の者は無罪に

～間違った裁判のやりなおしと死刑～

特別報告 菊池事件

金丸哲大弁護士

東京弁護士会所属

死刑執行後の再審請求

～2026年1月に

予定される再審請求審

判決を控えて～



菊池事件

1950年代、ハンセン病患者とされた男性が証拠不十分のまま殺人犯とされ、特別法廷で死刑判決を受け執行された事件。差別と偏見に基づく裁判の不当性が後に憲法違反と認定され、再審請求が続いている

徳田靖之弁護士

大分県弁護士会所属

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟
西日本弁護団共同代表。ハンセン病市民学会共同代表。菊池事件再審弁護団共同代表。

鴨志田祐美弁護士

京都弁護士会所属

日弁連再審法改正推進室長、法制審議会刑事法（再審関係）部会委員、供述弱者である「共犯者」の自白で有罪とされた大崎事件再審弁護団共同代表。

映像上映

ANN テレメンタリー

長きにわたり～袴田事件と冤罪の歴史～



ビデオメッセージ

袴田ひで子さん

弟の袴田巖さんが1966年に発生した「袴田事件」で逮捕され、強盗殺人等の容疑をかけられました。ひでさんは弟の無実を信じ、長年にわたり支援を続けました。



2026年

13時～16時

1/17(土)

弁護士会館2階講堂クレオ
東京都千代田区霞が関1-1-3

主催：東京弁護士会

共催：日本弁護士連合会

問い合わせ：東京弁護士会人権課

TEL 03-3581-2205

申込不要
参加無料

東 弁 再 審 検 索



東京メトロ霞ヶ関駅 B-1 出口から直通